

○「住民自治のまちづくりのため」っていうけれど…

- ・わしらは前から自治会や自治連合会や各種地域団体で自治活動してるやん。
なんでいまさら「屋上屋を重ねる」ような組織をつくるんやろ？
- ・「住民自治」って役所から言われてするもんなんか?!

○なぜいま「まちづくり協議会」（以下「まち協」）なのか？

- ・ここ10年、全国の基礎自治体で広がる取組…5割以上 流行?!
- *自治体行政が地域に働きかけ、おおむね小学校区単位で、地域住民組織（町内会・自治会・各種団体など）を一本化し、地域を包括的に運営する「協議会型住民自治組織」を設立してもらったうえで、行政が当該組織を制度的に「認定」することで、これまで「形式上」は単なる任意団体のひとつでしかなかった地域住民組織を、「地域を代表する組織」「パートナーシップの相手」として位置づける動き。行政と地域の連携・協働を進めるうえで有効な仕組みとして、全国の多くの自治体で制度的枠組みの整備（条例～要項など）と地域住民組織への働きかけが進んでいる。
- ・でも、周知の通り、これまでだって多くの自治体は（たぶん下関市も）、実質的には、地域住民組織を地域住民を代表するものとみなし、連携してきたはず…今になってなぜ？
- ①「住民自治」という理念を制度的に整える（とりわけ現場で頑張る自治体職員にはこの想いは強い）
- ②（これまでは行政の役割だった）地域防災や地域福祉などの地域課題解決の動きを、地域との「協働」で進めやすくするため＝行政にとって、制度的に位置付けられた「まち協」のほうが、まとまった補助金給付や業務委託がやりやすくなる
- ③もともと地域課題は包括的。バラバラの地域組織がバラバラに課題に取り組むより、地域組織も包括化（一本化）したほうがいい
- ④地域住民組織の弱体化への対応＝地域リーダーの減少や高齢化が言われるなか、地域課題に積極的に取り組むためには、人的にも組織的にも地域を一本化することは有効。
- ⑤さらに言えば…「地域代表性」を制度的に担保できるようになる
自治会加入率低下にともない、地域住民にとっても行政にとっても「自明のこと」と思われてきた「地域住民組織が地域を代表している」という通念が揺らぎかねない状況。「まち協」を制度的に「地域を代表する組織」と位置付けておけば、不安定性は（ひとまずは）解消される。 …等など

○ん?!…これってほとんど「行政側の都合」ちゃうの?!

そうなんです。だから、地域のみなさんが「屋上屋ちゃうか?」とか「お仕着せやん」と戸惑ったり、「協働という名の下に、わしらをもっとく使う>つもりちゃうか?」と、訝しく思ったりするのも当然なのです

…などという「そもそも論」だけ言うて終わると、無事に帰れないかもしれないので(笑) …本論です

○でも…「まち協」は地域にも必要…かも。使いようによっては地域に役に立つ…かも（というより、役に立つようにしないとあかん時代になってきています）

- ①地域で地域を運営できるような地域コミュニティと地域組織をつくろう
 - ・地域防災や高齢者支援、子どもの見守り、地域文化の継承、等など…

これからは地域の課題に地域で（地域コミュニティの力で）取り組んでいくことが求められているのは確か＝「地域で地域を運営する」（会社やNPOみたいなイメージ）

*自治体行政の責任放棄?!…そうかもしれないけど、財源が無くなっているのは確か（国の政策のせい?!）だとすれば、自分たち自身でも、地域を（自分たちを）守らなければならない

*多くの人も「地域コミュニティ」の（ゆるやかな）「つながり」「支えあい」を求め始めている

・地域課題は包括的。バラバラの組織でバラバラに取り組むのではなく、地域一体の組織で包括的に取り組む必要がある。

*例えば高齢者福祉は防災とセットで取り組む必要があるし、居住環境整備や住民交流などの取り組みも重要

・自分たちで（コミュニティで）地域を運営するには、核となる地域住民組織の再編と改革は不可欠＝「親睦と役所の窓口」の組織から「親睦と課題解決」の組織へ

・「まちづくり協議会」はこうした性格を備えている（すくなくとも、備えうる）

・「やらされる」と思うと、めんどくさい、形だけ整えとこか、となりがちだけど…

*35年以上も前に、「地域のことは地域で決める・地域の者は地域で守る」を合言葉に、地域コミュニティの力で内発的に「まちづくり協議会」を立ち上げた地域がある

＝神戸市真野地区「真野地区まちづくり推進会」（'80年設立）

*市からの協議会設立の働きかけを契機に「地域でまとまり」「地域課題に取り組み」、
「地域組織の形も人も活動も刷新」した地域がある

＝名張市桔梗が丘（自治連合協議会）や伊賀市桐ヶ丘地区（住民自治協議会）、福岡市のいくつかの自治協議会

②透明性の確保

・従来は、実質的には行政と地域は、「連携」（協力要請と地元要望）してはいるが「非公式」の関係（＝役所と個々の長の閉ざされた関係）

→組織（行政・市長）と組織（地域）の間の、公式のオープンな関係へ

・地域組織の変革＝会議・会計・規約・人事などにおける透明性の向上（の契機にもなる）

③市の仕組みとして制度化された「地域代表性」の獲得・市とのパートナーシップの関係

・行政は、地域の声、地域の動きに対応しやすい（制度上、対応しなければならない）

＝連携・協働とは、行政の要望に地域が応えることでなく、地域の取り組みに行政の力も借りること…行政を上手く使おう！

・（現場の市職員にとっても）その地域に必要な支援を行いやすくなる

④すこし先の事です…まち協の可能性（地域自身が力量を備えてから）…

・行政は地域に、「地域課題解決の取り組みを委ねる」だけでなく、行政の持つ金と権限（予算の使途の決定権、課題解決のための提案権や協議・決定の権限など）も含めて、制度的に移譲していくことを検討していく必要がある（この段階になって「自治体内分権」）

・地域側は、組織の自律化を進め、コミュニティビジネスによる資金獲得など、独自の取り組みを検討していく必要がある（地域ごとに特徴と差がでる可能性）

…「まち協」設立を、住民自治を確立し、地域みずからが地域のための資源（包括補助金や委託料）や力（提案・交渉権）を持ち、地域で地域を運営していくための絶好の機会…と考えることをおすすめします